



令和6年8月27日

企画経営課

市役所でキャッシュレス決済が 利用できるようになります

市役所の一部の窓口で、住民票の写しなど各種証明書の発行手数料の支払いにクレジットカードや、電子マネーなどのキャッシュレス決済が利用できるようになります。

記

- 1 開始日時 9月2日（月）から
- 2 対象窓口 市民課、支所、駅前行政センター、駅連絡室、
固定資産税課、道路管理課
- 3 対象となる主な手数料
住民票の写し、課税証明書等の各種発行手数料 など
※市税や保険料は従来どおり、現金支払いのみ。
- 4 利用できるキャッシュレス決済サービス（別紙参照）
クレジットカード、電子マネー、コード決済（スマホ決済）
- 5 その他 ・グリーンセンターの入園料や、サンアール朝日の施設使用料など、すでにキャッシュレス決済を導入済みの施設もあります。
・従来どおり、現金支払いも可能です。

利用できるキャッシュレス決済サービス

クレジットカード

VISA、MasterCard、
JCB、American Express、Diners Club



電子マネー

QUICPay、iD、WAON、
交通系IC(Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、
nimoca、SUGOCA、はやかけん、Kitaca)



コード決済（スマホ決済）

PayPay、d払い、au PAY、
楽天Pay、Jcoin、WeChatPay

